

公立大学法人滋賀県立大学建設工事における 総合評価方式の運用ガイドラインの改正について(概要)

総務省告示ならびに滋賀県県土整備部(旧土木交通部)における R8 年度改正版ガイドラインが示されたことから、本法人においても制度の整合性を確保し、円滑かつ公平な運用を確保する観点から、下記項目について改正を行います。なお、当ガイドラインは、令和 8 年 4 月 1 日から入札公告するものに適用します。

① 事業分類ポイントの改定

- ・「建築 2」「建築設備 2」の事業分類ポイントを見直し。

② 工事難易度チェックシート(建築工事、建築設備工事)の参考様式追加

③ 総合評価適用範囲の拡大、タイプ表改正

- ・R8.1.30 総務省告示第三十五号により、特定調達契約に係る総務大臣の定める額が変更されたことによる基準額の変更。
- ・工事難易度Ⅲにおける 3 千万円～8 千万円の区分を新たに総合評価で実施。

④ 評価項目「i-construction の取組」の配点改正

- ・ICT 活用に加えて、3次元モデルを活用した安全管理・施工管理・工事説明等の実施を加点対象とする。

⑤ 評価項目「配置予定技術者等の従事工事受賞歴」の新規追加

- ・「滋賀県優良工事表彰」における受賞工事に従事した監理技術者等を加点対象とする。なお、表彰歴と同一工種、工期全てに従事した監理技術者等、有効期限は表彰式の日から翌々年度末の公告までとする。

⑥ 評価項目「主たる営業所の有無」の配点条件修正

- ・管外企業においても「元請企業が請負金額の 80%以上を直営する場合」を評価する。

⑦ 評価項目「若手・女性技術者の配置」の配点細分化

- ・「優秀な技術者」について、直近 3 か年度の受賞歴とそれ以前の受賞歴を区分する。

⑧ 評価項目「週休 2 日+ α の取組【0.5 点(選択)】」の新規追加

- ・毎週「土日」を休みとする完全週休 2 日に加え、「国民の祝日(祝日法第 3 条第 2 項、第 3 項による休日を含む。)」に現場閉所を行う場合を加点対象とする。
(余裕期間制度を活用する工事に適用)

⑨ その他更新、文言修正等

- ・「技能者の資格」で評価対象とする登録基幹技能者の追加。
- ・年度の更新および文言修正等。